

令和6年6月13日

医院 御中

津市長 前 葉 泰 幸  
(公印省略)

津市福祉医療費助成制度の拡充について (依頼)

平素は、本市の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費助成等の福祉医療費助成事業を実施しておりますが、加速する少子化・人口減少は深刻さを増しており、少子化の進行を背景とした子育て支援の更なる充実が求められています。

そうしたなか、こども・子育て政策を一層充実させ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実現するため、下記のとおり新たなこども・子育て政策として、こども及び妊産婦に係る医療費の助成制度を拡充いたします。

つきましては、こどもを産み育てたいと希望する全ての人が、安心して子育てができるよう支援の強化に取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

### 1 こどもの医療費の助成の拡充

未就学児を対象としている医療費の自己負担分の現物給付(子ども医療費、7人親家庭等医療費、障がい者医療費)について、中学生(15歳到達年度末)まで対象を拡大します。併せて、子ども医療費の受給資格に係る所得制限を撤廃し、中学生までの全てのこどもを助成対象者といたします。

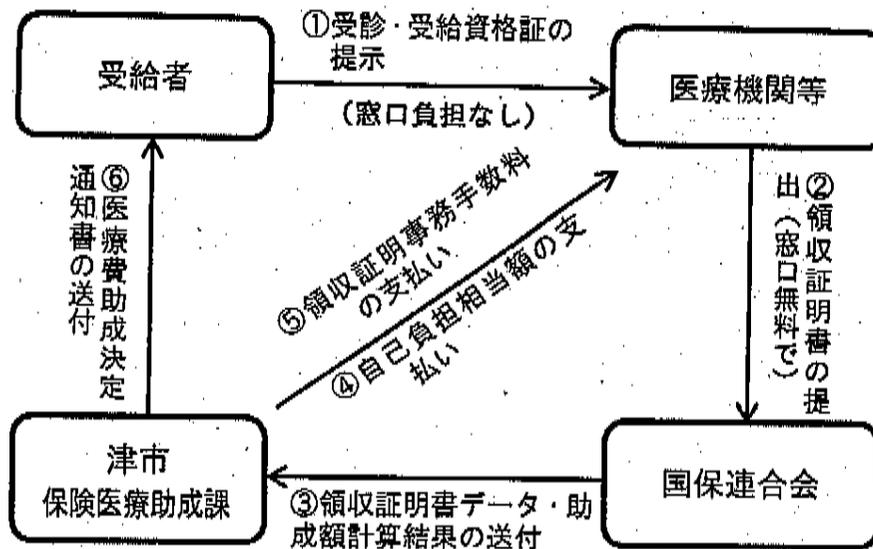
なお、新たに現物給付となる小中学生の請求方法につきましては、領収証明書方式からレセプト方式(併用レセプト)に変更いたします。

### 2 妊産婦医療費の助成の拡充

県内において本市独自に実施しております妊娠5か月から出産翌月末日までの妊産婦に係る医療費の自己負担分について、本人負担額(1,500円)を控除せずに全額を償還払から現物給付により助成します。併せて、受給資格に係る所得制限を撤廃します。

なお、現物給付の請求方法は、引き続き領収証明書方式により実施します。

## (2) 現物給付（妊娠5か月から出産翌月末日までの妊産婦の場合）



- ① 受給者は、現物給付用（妊産婦）の受給資格証を提示します。保険診療の自己負担額の支払いはありません。
- ② 医療機関等は、国保連合会へ領収証明書（窓口無料）を提出し、医療費（自己負担相当額）を請求します。（診療月の翌月15日まで）
- ③ 国保連合会は、市に領収証明書データ・助成額計算結果を送付します。（診療月の翌々月6日頃）
- ④ 市は、助成額を決定し、医療機関等に支払います。（診療月の翌々月末）
- ⑤ 市は、医療機関等に領収証明事務手数料を支払います。
- ⑥ 市は受給者へ医療費助成決定通知書を送付します。

↓

**◆妊産婦の現物給付のみ、領収証明書方式にて助成を行います。**

妊産婦の現物給付の際は、福祉医療費領収証明書中「4 その他」を○で囲んでください。これにより妊産婦医療費の現物給付分と判別し、保険請求点数より計算される自己負担相当額を各医療機関等へ助成します。

【注】福祉医療費領収証明書中「5 その他」を選択した場合には、受給資格者から窓口で領収した取扱いとなり、医療費助成が受給資格者本人になされることとなりますので、ご注意ください。